

微小粒子状物質(PM2.5)と光化学オキシダントについて

<大気環境担当>

○微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の1000分の1)以下の非常に小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく健康影響が懸念されています。

徳島県では、10ヶ所の一般環境大気測定局と移動測定車で測定を行い、ホームページで1時間ごとの値をお知らせしています。その結果、平成27年度は、一般環境大気測定局10局中8局で環境基準を達成しました。

また、PM2.5の濃度が上昇して日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性が高いと判断されるときは、注意喚起を行います。特に、お年寄りや子供、呼吸器等に疾患のある方は注意してください。なお、注意喚起の体制ができた平成25年3月以降、本県において注意喚起が行われたことはありません。

例年、3月から5月にかけては、黄砂の飛来が観測される時期になります。黄砂の飛来時は、PM2.5の上昇も見られます。ほかに、PM2.5には自然由来(海塩粒子や土壌粒子)や人為由来(物の燃焼等)、二次的に生成するものなど様々な原因があり、研究が進められています。



微小粒子状物質測定装置

注意喚起時の行動のめやす

- ・可能な限り、不要不急の外出を減らす
- ・可能な限り、屋外での長時間の激しい運動を減らす
- ・屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にする

徳島県における測定局数と環境基準の達成状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
測定局数	1	1	3	5	10	10
環境基準達成局数	0	0	0	0	6	8

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
測定局数：有効測定日が250日以上ものを記載

○光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダント(オゾンなどの酸化性物質)が作られます。

春から秋の晴れた日には、気象条件により、光化学オキシダントが発生しやすくなり、濃度が高くなると、目やのどが痛くなるなど、健康被害がみられることがあります。

オキシダントが高濃度になると、注意報等が発令されます。本県では、平成20年度までの14年間は、毎年注意報が発令されていましたが、平成21年度以降は注意報の発令はありません。しかし、環境省によると、平成27年度には、17都道府県で注意報の発令が行われており、本県においても、注意報レベルまでいかないまでも、濃度の上昇がみられる日もありますので注意が必要です。

注意報が発令されたら、乳幼児や児童、お年寄り、呼吸器疾患のある方などは、できるだけ屋外に出ないようにしてください。

～PM2.5や光化学オキシダントの測定値は次のURLで確認できます～

○「徳島県の大気汚染監視情報」(<http://www.tokushima-hokancenter.jp/taiki/pc/top/>)